

# (案)

金 検 第 〇 〇 〇 号  
平 成 17 年 〇 月 〇 日

各財務（支）局長  
沖縄総合事務局長  
検査監理官  
統括検査官  
特別検査官  
専門検査官  
金融証券検査官

） 殿

金融庁検査局長 西原政雄

## 検査における評定制度的について

金融庁は、昨年12月、今後2年間の金融行政の指針となる「金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－」を策定・公表し、今後実行すべき改革の道筋を示した。同プログラムは、現在の金融システムを巡る局面を「不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）に転換しつつある」とした上で、望ましい金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力により実現することを目指すものである。その具体的施策の1つとして、「財務状況のみならず、様々な観点からの、検査における評定制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応」が提案されたところであるが、今般、「評定制度研究会」の検討結果等を踏まえ、下記のとおり評定制度を定め、運用することとしたので、了知のうえ、遺憾なきよう期せられたい。

## 記

### 1. 目的

金融機関の検査の際、金融検査マニュアルに基づき検証した検査結果を段階評価することにより、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けての取り組みや検査官と金融機関との双方向の議論を促す。また、評価結果を選択的な行政対応に結びつけ検査の効率化等を図るとともに、金融行政の透明性等を向上させる。

なお、評価制度の運用に際しては、「金融検査マニュアル(金検第177号)」及び「評価制度研究会報告書(平成17年6月)」(別添)に十分留意されたい。

### 2. 評価項目

評価項目は、「法令等遵守態勢」「顧客保護等管理態勢」「リスク管理態勢(共通)」「自己資本管理態勢」「信用リスク管理態勢」「資産査定管理態勢」「市場関連リスク管理態勢」「流動性リスク管理態勢」「オペレーショナル・リスク管理態勢」の9項目とする。

### 3. 評価方法

「評価段階及び着眼点(例)」(別紙)に基づき各評価項目について、A、B、C、Dの4段階評価を行う。

### 4. 対象金融機関

- ・ 銀行
- ・ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会

## 5. 事務処理等

(1) 検査に際しては、まず検査官が、立入検査期間中に、評定に係る事実関係及びその評価について、被検査金融機関と十分に意見を交換することとする。その上で、立入検査終了手続（エグジット・ミーティング）において、評定結果についての金融機関の認識を聴取し、その時点での主任検査官と被検査金融機関との間の認識の一致及び相違を確認するものとする。

(2) 被検査金融機関は、立入検査終了後、評定結果について認識の相違がある場合は、意見申出制度に則り、その旨を検査局長に申し出て審理を求めることができるものとする。

(3) 最終的な評定結果は、検査結果通知の一部として、被検査金融機関に通知されるものとする。

## 6. 選択的な行政対応への反映

評定結果は、その後の検査の濃淡（検査頻度、範囲、深度）に反映させるものとする。

## 7. 施行日等

預金等受入金融機関に係る検査評定制度は、平成17検査事務年度中に試行を開始し、平成18検査事務年度以降、速やかに施行に移すこととする。具体的な施行日等については、別途指示するところによる。なお、試行期間中は、評定に係るデータやノウハウの蓄積に重点を置くこととし、評定結果そのものは、金融機関に通知されるものの、選択的な行政対応には反映させないこととする。